

「事前の事業間調整」に係る事業概要書の縦覧、調整の申出について

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第12条に基づき、中央新幹線（東京都・名古屋市間）の事業概要書を縦覧に供します。この事業概要書に示す事業区域又はこれに近接する地下において、当該事業に関し、事業の共同化、事業区域の調整その他事業の施行に関し必要な調整について、縦覧期間内に申し出ることができます。

1. 事業概要書の縦覧について

(1) 縦覧場所

- ・別紙のとおり東京都、神奈川県、愛知県で17箇所。

(2) 縦覧期間

- ・平成26年3月17日（月）から平成26年4月15日（火）まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除きます。）

(3) 縦覧時間

- ・午前9時から午後5時まで（ただし、縦覧場所によって異なることがあります。）

2. 事業間調整の申出について

(1) 対象事業者

- ・大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第4条に基づく事業者

(2) 申出方法

- ・申出書（様式は自由）及び事業概要書に準じた資料（事業間調整の実施が可能となる資料）を郵送にて提出をお願いします。（縦覧期間満了日必着）
- ・申出書は、当社環境保全事務所にお持ち込みいただくこともできます。

(3) 申出先（当社環境保全事務所）

	住 所	電話番号
環境保全事務所 （東京）	〒108-0074 東京都港区高輪 3-24-16 ISA ビル 3F	03-5462-2781
環境保全事務所 （神奈川）	〒252-0231 神奈川県相模原市中央区相模原4-3-14 相模原第一生命ビル 4F	042-756-7261
環境保全事務所 （愛知）	〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅 3-13-26 交通ビル 8F	052-563-5216

別紙

縦覧場所

◎東京都

- ・品川区都市環境事業部都市計画課（東京都品川区広町 2-1-36）
- ・大田区まちづくり推進部まちづくり管理課（東京都大田区蒲田 5-13-14）
- ・世田谷区交通政策担当部交通政策課（東京都世田谷区世田谷 4-22-33）
- ・町田市総務部市政情報課（東京都町田市森野 2-2-22）
- ・町田市都市づくり部都市政策課（東京都町田市森野 2-2-22）
- ・東海旅客鉄道株式会社 環境保全事務所（東京）

◎神奈川県

- ・川崎市中原区役所（神奈川県川崎市中原区小杉町 3-245）
- ・川崎市高津区役所（神奈川県川崎市高津区下作延 2-8-1）
- ・川崎市宮前区役所（神奈川県川崎市宮前区宮前平 2-20-5）
- ・川崎市麻生区役所（神奈川県川崎市麻生区万福寺 1-5-1）
- ・東海旅客鉄道株式会社 環境保全事務所（神奈川）

◎愛知県

- ・春日井市役所（愛知県春日井市鳥居松町 5-44）
- ・名古屋市守山区役所（愛知県名古屋市守山区小幡 1-3-1）
- ・名古屋市北区役所（愛知県名古屋市北区清水 4-17-1）
- ・名古屋市東区役所（愛知県名古屋市東区筒井 1-7-74）
- ・名古屋市中区役所（愛知県名古屋市中区栄 4-1-8）
- ・東海旅客鉄道株式会社 環境保全事務所（愛知）